

獣医師法第 22 条の規定に基づく届出について

獣医師免許を所有する者は、獣医師法第 22 条により 2 年毎に住所、氏名、就業状況および勤務先等について都道府県知事を経由して、農林水産大臣に届け出ることが義務付けられています。

これは獣医事行政の的確な遂行のため、獣医師の分布、就業状況および異動状況等の的確な把握が重要であることから、義務づけられているもので、本年度は届出を行う年度に該当します。届出をしなかった場合は、獣医師法第 8 条第 2 項の規定により業務の停止が命じられたり、免許が取り消されることがあります。

会員の皆様は、第 6 号様式に必要事項を記載の上、3 部複写のうち 2 部（1 部は手元で保管）を、令和 5 年 1 月 31 日までに在住の総合振興局（振興局）の農務課に直接持参ないしは郵送により提出をして下さい。この期日までに提出されない場合は、本条の届け出とはなりませんので、ご留意下さい。

第 6 号様式の送付については、次のとおりですのでご留意願います。

1. 後志・留萌の各支部会員については、所属支部から各会員に送付されます。
2. 上記以外の各支部会員については、北獣会誌 12 月号に同封されておりますので、ご利用下さい。3 枚複写ではなく、様式が 1 枚同封されている場合には、ご記入後にコピーしてご対応願います。

なお、同居会員で北獣会誌が送付されない方については、必要部数が所属支部から別途送付されます。

提出に関する詳細は、農林水産省のホームページ

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/22.html> をご参照下さい。